

輸出検疫協議の現状と課題について

農林水産省 消費・安全局植物防疫課 ^{よこ}横 ^ち地 ^{ひろし}洋

はじめに

農林水産物や食品の輸出の拡大は、農林漁業者の経営安定はもとより、地域経済の活性化や日本の食文化の海外への発信にも貢献するものである。こうしたことを踏まえ、美味しく安全な日本産品の輸出額を2013（平成25）年までに1兆円規模とすることを目標とし、その実現に向けて、輸出環境の整備や品目別のきめ細やかな輸出支援などの具体的な取り組みを農林水産省としても推進することとしている。

2006年の農林水産物などの輸出額は、対前年13%（3,741億円）の伸びを示し、2000年から05年までの平均伸び率の7%を大幅に上回ったところである。例えば、2006（平成18）年においては、イチゴが80%、緑茶が45%、ながいもが44%と、いずれも前年からの伸び率が高く、台湾や香港向けなどを中心として輸出が伸びている現状にある（数値は貿易統計（速報値））。

こうしたことを受け、植物検疫の世界においても迅速な対応を求められるようになってきており、輸出促進に向けた取り組みとして、検疫協議に努めるとともに、品目別の輸出支援の観点から輸出相手国の検疫条件の把握に努めるなど積極的な取り組みを行ってきているところである。

また、このほか、船舶に付着する害虫の検疫など、従来にない新しいタイプの検疫協議が進められてきているなど、輸出検疫をめぐる柔軟かつ多様な対応が求められている。

本稿では、今日のこうした状況を踏まえ、いくつかの例により特に輸出に関する植物検疫の現状と課題を紹介することに主眼をおく。第1には、農産物の輸出を対象とした植物検疫協議について、特に台湾向けの梨やももなど、あるいはタイ向けのカンキツ生果実を例にして述べることにする。第2には、従来植物検疫の対象としてこなかった新しいタイプの検疫の例として、船舶に付着する害虫に対する取り組みについて述べることにする。また、輸出できる権利の獲得を目指した検疫協議について

でも簡単に私見を述べたい。

なお、本稿の見解、意見および感想に類する部分は筆者の個人的なものであり、農林水産省としての見解ではないことをあらかじめお断りしておく。

I 輸出検疫の位置付け

誤解を恐れず非常に荒っぽくいってしまえば、相手国が輸入してくれるか否かを考えず、相手国が輸入を拒むことによる経済的損失などを問わず、また、輸出国側の身勝手な態度による責めを恐れなければ、どのようなものであっても輸出すること自体は自由である。しかし、現実社会では各国・地域とも輸入に気を遣う一方で、輸出に先だっても相手国との間で調和的な措置を講じているのが常識である。

一般に国境措置は輸入に対して講じられることが基本で、輸出の際にとられる措置は、相手国が輸入に際してとる措置を補強し、補完するレシプロカルな立場から対応を求められていると考えられる。国際植物防疫条約においては、「(条約の)締約国は、有害動植物の侵入の防止における国際協力の必要性を認識し、次のとおり協定した。」(前文からの一部抜粋)とされるなど、輸入に伴う病害虫の侵入防止が中心に規定され、輸出にかかわる検疫については、積荷が輸出されるまで植物検疫上の安全性が維持・確保され、それが証明できるよう規定されているものである(第4条2(g)および第5条1)。また、衛生植物検疫措置の適用に関する協定においても、貿易に伴う病害虫の侵入リスクを考慮した保護の水準の考え方を基礎として規定が起こされている。

いずれにしても植物検疫の世界は、輸入に際しての措置を起源としつつ、輸出にかかわる検疫はそれをなるべく補完し、適切たらしめるために必要と考えられているものである。大正2年に輸出規程の整備から始まった我が国の植物検疫もすぐに輸入を組み入れ、今日の植物防疫法では輸入については多くの条項を設けているのに対し、輸出については第10条に規定されているのみであり、また、規定の内容についても、輸入国側の要求に基づき輸出植物などの検査を行う旨の規定が設けられているに過ぎない。

貿易が拡大し、様々な動植物が国境を越えて流通している中であって、それらの流通に伴って様々な有害動植

Current Situations and Issues at the Export Quarantine Inspection Consultation. By Hiroshi Yokochi

(キーワード：輸出、検疫、農産物、品質、産地、モモシクイガ、マイマイガ)

物も輸入されてしまう危険も増している。輸入国側はこうしたリスクを評価し、病虫害の侵入から自国を守るために動植物の輸入を検疫という手段で監視している。仮に、輸入国側がある動植物の輸入に当たり何らかの検疫措置を講じようとする場合には、輸出国側であらかじめそれに見合った適切な取り組みを確保することが輸入条件とされる場合もある。

我々が健全な貿易を確保し、それを伸ばしていくためには、個々の輸入国側の要請に合致するような確実な輸出検疫措置をいち早く輸出国側で構築することが従来にも増して重要となってきている。したがって、輸出検疫の位置付けについても従来の従属的な位置付けから見直し、より今日的で主体的な取り組みとして考えていくことが求められてきている。

II 農産物の輸出を対象とした植物検疫協議

検疫条件とは、いずれも科学的知見に基づいて技術的に検討されるべきものである。このため、対象病虫害の特定から、その病虫害への対策を具体的な措置として講じるための手法、そして輸出へと至る一連の仕組み作りは、レジームとしてほぼ確立されているといっても過言ではない。個々の品目や対象病虫害の種類などによって採用される検疫条件は様々であるものの、消毒が最も確実な検疫措置とされる場合が多い。これは、世界で最も検疫措置が厳しいといわれる我が国の輸入検疫の場合であっても顕著である。

一般的に、くん蒸や熱処理などによる消毒措置は、輸入相手国が懸念する病虫害を確実に死滅するための有効な手段であり、技術的な成熟度も高い。消毒措置の効果を殺虫率などで比較的容易に数値化することができることから、検疫協議に当たり取り扱いやすいというメリットもあろう。したがって、輸出のための検疫措置として採用した場合にも、輸出相手国にとってわかりやすいものとなり、協議にも有利に作用することが期待できる。

しかしながら今日的には、輸出相手国が懸念を有する病虫害の確実な除去は当然のことながら、高品質な日本産農産物の輸出をいかに支援するか、ということも重要となってきている。一般に検疫措置として採用されるような消毒措置による場合、高品質を売り物にする日本産農産物の品質低下などについて懸念する声が囁かれることも理解できることである。このため、今日、検疫条件を輸出相手国と協議する際には、輸出する日本産農産物の高品質を付加価値とできるような対策を講じることが必要になってきている。

以下に紹介する輸出解禁済みの2例については、輸出

検疫条件を結ぶに当たりこの点を踏まえて条件設定を行ったものであるが、これらは高品質な農産物をそのままの形で輸出することを実現する一方で、従来以上に産地における取り組みが重要となっていることに目を向けるべきである。

(1) 台湾向けのモモシクイガ寄生生果実の輸出

① 検疫条件について

台湾向けのもも・スモモ・梨・りんご等、モモシクイガの寄主となり得る生果実の輸出に当たっては、登録された生産園地で栽培された生果実を、登録された選果こん包施設を通じて輸出するという措置で合意している。本件については、産地におけるモモシクイガの防除や寄生果の選別が円滑な輸出を行う鍵を握っており、これらをしっかりと行うことが重要である。なお、台湾側の輸入検査でモモシクイガが発見された場合、台湾向け農産物の対象生果実について、1回目は生産した都道府県からの輸出が停止され、2回目の発見で全国からの輸出が停止されると取り決められている。

この輸出停止規定については、「植物検疫条件が非常に厳しいので条件緩和を台湾当局に働きかけてもらいたい」あるいは「輸出停止条件を品目別に行うよう台湾当局に働きかけてもらいたい」といった声や、防除や検査に対する産地の取り組みに濃淡があることをどのように考えていくべきか、という意見も聞かれるところである。これら意見に見られるように、本件に関する台湾側の検疫条件はインパクトをもって受け止められている。

しかし、台湾にとってみればモモシクイガの侵入を水際で止める必要があり、その寄主となる農産物の輸入を全面的に禁止している中で、特定の検疫条件を満たすものだけを特別に輸入許可しているのであるから、その条件が満たされていない場合に輸出を停止するというのは当然の措置である。むしろ、1回目の発見では、すべての地域からの農産物を停止しないとする措置は穏やかであるとすらいえる。

台湾と合意している検疫条件については、くん蒸などの消毒処理が課されることなく、慣行防除および適切な選果を行うことで品質的に優れた果実の輸出が可能となるものであることを積極的に評価すべきであろう。これは今後、産地の取り組みによっては輸出が飛躍的に伸びる可能性も秘めた条件であり、我が国にとってはむしろ有利な条件であるとの見方もできる。

② 2006年の台湾向け輸出検疫実績

2007年シーズンの台湾向け輸出も開始している。台湾は、我が国から輸出される果実にとっての最大の得意先であり、今シーズンも円滑な輸出が行われることが期

待される。

昨シーズンの輸出検査数量は、もも 395 トン、梨 420 トン、りんご 1 万 6,197 トンであった。このうち、輸出検査で不合格となったものは、ももが 6.9% (27 トン)、梨が 7.8% (33 トン)、りんごが 0.8% (132 トン) であった (数値はいずれも 2006 年 5 月～07 年 1 月の農林水産省植物防疫課速報値)。

収穫期との関連から、比較的冷涼な季節になってから収穫・出荷が進むりんごで不合格事例が少なくなっており、一方、モモシクイガの活動期に作業が進行する作目についてはある程度不合格事例が見られている。不合格となった理由としては、モモシクイガ以外の害虫の寄生が見つかった例が圧倒的であるが、一部では表示不備や認められていない夜間選果の例が見られたところである。

③ 植物防疫所や産地での対応

昨シーズンにあっては、散見された不合格事例に対応し、初年度の確実な輸出を確保する観点などから、8 月 31 日から輸出検査抽出量を 2% から 4% に倍増するという取り組みを植物防疫所で行った。また、輸出検査での不合格事例については不合格事例の発見の都度、当該地方自治体に発見状況および発見害虫を説明するなど積極的な情報提供を行ってきた。

表示不備や夜間選果の回避については産地段階での確実な取り組みで直ちに回避できると思われ、今シーズンからの改善が期待されることである。また、それ以外の害虫寄生の点については、産地段階での選果技術の向上に委ねられるところが大きい。短時間に集中して行われる選果作業の中で確実な選別を行うためには熟練が必要とされることから、産地段階での一層の取り組みが期待されることである。

被害果の識別に当たっては

a 特に注意して点検が必要な果実の部位 (ももについては、果梗部など)

b モモシクイガの寄生を発見する目安 (侵入口、虫糞の有無、傷、変色など)

などについての知見が重要となることから、植物防疫所としても所要の技術の提供などについて今シーズンも積極的に対応していくこととしている。また、産地においては併せて、

c 適期の病害虫防除の徹底と、搬入時における防除記録の確認

d 寄生が疑われるものについては、積極的に取り除くことの徹底

e 国や都道府県が発表する病害虫発生予報への注意

f 放任園など防除の手が回りにくい園地の隔離についても、確実な実施が期待されることである。

④ 今シーズンの取り組み

我が国の輸出果実の中でも台湾向けの生果実の占める割合は極めて高く、数量ベースで 70%、金額ベースで約 80% に上る。台湾向け生果実は、我が国にとって最も重要な輸出産品の一つであることを改めて認識する必要がある。

台湾での輸入検査でモモシクイガが発見されて輸出が停止されると、輸出の再開に当たっては速やかに原因究明を行い、具体的な改善措置を講じたうえで輸出停止措置の解除の要請を行い、台湾当局の審査を受けることが必要になる。この場合輸出の再開に当たっては、台湾の輸入の際の検疫措置が強化されたり、あるいは検疫条件をより厳しくするよう見直しが行われる可能性は否定できない。

今シーズンに入り、モモシクイガ以外の害虫に汚染された生果実が混入していた事例がすでに 5 件 (7 月 18 日現在)、いずれも輸出検査の際に発見されており、これは昨年と同様のペースである。本格的な輸出シーズンが始まっているが、この時期は一方で害虫の加害が進む時期でもあることから、特に産地における適切な防除と選果について徹底されることが一層求められる。また、関係の部局にあっては、産地の取り組みを助長するよう適切な指導と支援に努めることが期待される。

(2) タイ王国向けカンキツ属生果実の輸出

タイ王国向けカンキツ属生果実の輸出については、2005 (平成 17) 年に解禁要請を行い、本年 6 月に解禁されたところである。

我が国としてはカンキツ属生果実の一括解禁を求めているところであるが、タイ王国が懸念を有する対象病害虫や検疫措置の関係から、既に他国に対して輸出の実績があり、タイ王国側が最も懸念する病害虫に対するモニタリング措置がとられている産地をモデルとして検討が進められてきたところである。その結果、当該産地における温州ミカンの解禁が実現した。

タイ王国が指定する検疫対象病害虫が我が国からのカンキツ属の輸出を介してタイ王国内に侵入することを未然に防ぐため、我が国としては、園地や選果施設の指定、タイ王国との共同輸出検査、検疫対象病害虫の一部を対象としたモニタリング調査の実施、再汚染防止措置などを効果的に組み合わせ、いわゆるシステムズアプローチの手法に則った検疫条件を提案してきたところである。

システムズアプローチの手法は、前出の台湾向けの生

果実輸出にも見られる病害虫危険度管理の一方法であり、複数の異なる効果的な検疫措置を有効に組み合わせ、全体として輸出相手国に対する病害虫侵入の脅威を激減させ、輸出相手国の保護水準を満たそうというものである。システムズアプローチは個々の要素措置の統合として検疫条件を実現するものである。

このため、全体としては確実強固な検疫措置となっていながらも、何段階もの検疫措置を統合して累積的に組み立てることから、個々の要素措置については比較的穏やかな条件に設定できる場合がある。これは、我が国が求める高品質な農産物を他国のものと差別化し、付加価値とともに輸出する、という輸出戦略を実現するためにも有効であるといえる。

今後は産地の要望などを踏まえつつ、モデル産地以外の産地や温州ミカン以外のカンキツ属生果実の輸出の実現に向けて、タイ王国側との協議を引き続き行っていくこととしている。

III 新しいタイプの植物検疫（船舶に付着するマイマイガ卵塊の不在証明）

今日では、前章までに述べたような農産物を直接の対象とした植物検疫について、輸出促進の観点から積極的な取り組みを行う一方で、従来では対象としてこなかったようなものについても、植物検疫組織で対応する必要が生じてきている。国際的に見ても植物検疫の対象は大きく広がってきており、国際植物防疫条約で規定されている対象は植物および植物生産物のみならず、貿易に関係して植物に対する有害動植物が宿り、またはまん延する可能性のある貯蔵所、包装、運搬機関、容器、土壌その他の生物、物および材料についても適用することができるとされているところである。

本稿では、運搬機関のように植物を直接の対象としない例として、米国およびカナダ（以下、米国等という）向け船舶に対するアジア型のマイマイガに対する不在証明の導入について紹介する。本件は、米国等からの要請に基づき本年6月1日から発効しているものであり、国としての直接的な関与は行わないものの、規制国との協議などの窓口となって新たな仕組みを講じることとしたものである。

(1) マイマイガ

マイマイガ (*Lymantria dispar*) とはドクガ科の蛾であり、カラマツ、サクラ、カシ類、ヤナギ類、クスノキ等 100 種以上を寄主植物として広く分布している。ヨーロッパや北米などには欧州型のマイマイガ (European Gypsy Moth (EGM)) が分布する一方、我が国やロシ

ア、中国、朝鮮半島、台湾、日本等にはアジア型のマイマイガ (Asian Gypsy Moth 以下、AGM という) が分布している。

メスの成虫は 6 ~ 9 cm で全体に灰白色で小黑点がある。オスの成虫はメスより少し小さく、黒色型・褐色型・中間型がある。オスがメスを探してヒラヒラと舞うように飛行することから、“舞々蛾” と呼ばれるものである。

成虫の活動時期は地域によって異なるが、一般に 7 ~ 9 月であり、夜間には光に誘引される性質をもつ。メスは、樹幹の比較的低い位置に、200 ~ 300 粒からなる卵塊を産み付け、産卵後まもなく死亡する。卵塊の表面はメスの尾端の毛で被われ、黄褐色をしている。卵はそのまま越冬し、春 4 月ごろからふ化することになる。ふ化した若齢幼虫は糸を吐いてぶら下がり、風に揺られながら分散するためブランコ毛虫との異名をもつ。時として森林や果樹で大発生して大きな害となることから、我が国では森林病害虫等防除法の対象害虫の一つとされている。

この、ふ化後の幼虫が広く分散する可能性があることから、米国等は自国への AGM の侵入を警戒しているというものである。なお、本措置については、既にロシアから米国等に向かう船舶に対しては導入されているものである。

(2) 具体的な措置内容

AGM は重大な森林害虫である。米国等は、我が国の港での停泊中に船体に産み付けられた卵塊が、米国等の入港までの間または入港時にふ化し、幼虫・成虫が自国内に侵入するリスクが高いと考えている。このため、我が国を出発し米国等に入港する船舶のうち、AGM の卵塊が付着しているおそれの大きいもの、具体的には、以下の①および②の両方に当てはまる船舶については船舶を経由した AGM の侵入のおそれが大きいとして、入港前に米国等の当局（米国は CBP (Customs Border Protection)、カナダは CFIA (Canadian Food Inspection Agency)) による沖合検査を受検することが求められる。

- ① 米国等の港のハイリスク期間 (AGM の卵がふ化可能な時期) に入港する船舶
- ② 本年以降、我が国のハイリスク港にハイリスク期間 (AGM 成虫の活動時期) 中に入港したことがある船舶

なお、この規制措置は、我が国でのハイリスク期間が始まる本年 6 月 1 日から開始され、我が国のハイリスク港のハイリスク期間中に入港した船舶に対して適用することとされている。

ちなみに、ハイリスク港は、米国等の植物防疫機関からの依頼に基づいて植物防疫所が実施した港頭区域でのフェロモントラップ調査の結果を参考に、米国等により決定されている。当該調査は全国19港（2007年）で実施されており、米国等は、「調査期間中の通算捕獲数が1トラップ当たり平均50頭以上」となった場合、当該港をハイリスク港とする旨を明らかにしている。なお、2年間続いて指定基準を下回った港についてはハイリスク港の指定が解除されると米国等は説明している。

また、あらかじめ米国等による研修を終え、米国等からの承認を得た我が国の検査機関が発行するAGM不在証明書を取得している船舶については、米国等に入港する際に沖合での検査を受けずに入港が可能である。このため、円滑に船舶が米国等の港に接岸できるよう、不在証明の仕組みを新たに講じることとしたものである。

米国等から承認された検査機関（2007年は6機関）からAGM不在証明書をあらかじめ取得している船舶については、沖合に停泊してのAGM検査を受けずに入港することが認められ、接岸後に検査が行われることとなる。この場合、検査に至る手続きは沖合検査に比べて簡素化されたものであり、船舶の航行日程への影響は小さい。不在証明の取得は、我が国からの最終出港以前に行われればよく、必ずしもハイリスク港において行われる必要はない。したがって、船舶の航行日程に応じて実施可能である。ただし、取得後にハイリスク期間中のハイリスク港に入港した場合には、再度不在証明を取得しなければ沖合検査の対象となる。また、AGMの卵は産み付けられた翌年にふ化するため、米国等への入港が翌年となる場合でも不在証明書がなければ沖合検査の対象となることが予想される。

（3）まとめ

我が国としては、米国等からの要請に基づき可能な範囲で協力することとしており、所要の調整を図ってきたところである。国際植物検疫条約上は運搬機関についても植物検疫の対象とされていることから、国際的には船舶の検査などについても植物検疫当局が行える可能性が認められているものの、我が国の植物防疫法においてはその点についてあらかじめ想定されていないことから、この両者の狭間で最も現場の影響の少ない適切な運用を図るべく所要の調整を図ってきたものである。

船舶に対するAGM不在証明は民間の検査機関が担うことで協議が整い、検査機関として名乗りを上げた6機関に対しては関係団体の協力も得て、4月下旬に米国等から座学の研修および乗船による実地研修が行われた。また、これらの機関に対しては、米国からはAGM不在

証明のための検査を担うことを承認する書簡が発給され、カナダもそれを承認する旨を表明したところである。こうして、本仕組みについては本年6月1日から開始されている。

一方、農林水産省としては本年5月、ハイリスク港からの脱却を目指してAGMのトラップ捕獲数を減少させるための対策を行う都道府県および市町村に対して、財政的な支援を一定期間行えるよう措置を講じた。港頭区域の環境整備は、本来港湾管理者等の行うべきものであるが、港頭区域におけるAGMの防除技術などの確立のためパイロット事業として取り組むことが認められたものである。なお、事業実施主体としては港湾管理者である都道府県または市町村を予定しており、既にいくつかの港湾においては取り組みが進められている。

今後、円滑な不在証明の実施と相まって、AGMに対する防除などのAGMの抑制効果を科学的に実証できる取り組みが期待される。

IV その他：権利として検疫条件を合意しておくための協議についての私見

輸出のための検疫協議は、輸出を希望する産地からの具体的な要請に基づき行われるべきものである。協議には相当の期間を要し、輸出相手国との往来や科学的な分析あるいは提出すべき資料などに関連して多額の費用が投じられるのが通例である。しかしながら、こうした結果、ようやく輸出先国が輸入を解禁したとしても、実際に輸出が行われない例も散見されるところである。これらは、費やしたコストを持ち出すまでもなく、残念な結果といわざるを得ない。また、検疫協議の終結に向けて輸出希望産地を輸出相手国の検査官が訪問することも想定され、そのとき具体的な輸出希望産地が存在しないことになると協議自体が頓挫してしまうことも懸念される。豪州向けのりんごやなし、ニュージーランド向けの温州ミカンなどは、時間と金のコストをかけて特別な検疫条件で輸出が解禁されているにもかかわらず、実際には輸出が行われていない例である。

検疫協議は長い時間をかけて技術的に検討を重ねていくものである。このため、輸出解禁の要請や協議の実施に当たっては、様々な観点からの十分な検証を経て優先度合いを斟酌し、限られた労働資源を効率的に投入していくなど、なるべく合理的に協議を進めていくよう工夫する必要がある、それが全体の幸福につながるものでもあると考える。そのためには、産地自らが、輸出したい品目や輸出先国について十分に研究を行い、解禁後もビジネスとして立ち行くかどうか、ビジネスモデルを明確

にもつことも重要であろう。

お わ り に

我が国の農産物の輸出に関してみれば、輸出先国の市場において価格面で優位に立つことは極めて困難であるといわざるを得ない。このため、輸出する農産物については、輸出先国の検疫条件を突破しつつ品質での差別化を図る必要があり、いってみれば二律背反の取り組みが求められてくるものである。このため今日的には、輸出相手国が認める場合においては、なるべく品質で差別化ができるような検疫条件を模索し、輸出先国との合意を目指すことが求められている。

この場合、一般的なくん蒸などによる消毒措置で対応してきた相手国への病害虫の侵入リスクを別の措置で代替するという視点から検疫措置の構築を考える必要も出てこよう。したがって、検疫病害虫への直接的な消毒措置を講じることを基本としつつも、多段階に張り巡らせた検疫措置を効果的に組み合わせた統合的な検疫措置を構築するシステムズアプローチをも視野に入れて検討していくこともオプションの一つとなりつつある。産地での確実な農産物の管理は、作物の“栽培上の品質”を決定付けるとともに、作物の“輸出先国の市場における商品としての品質”をも決定することが可能となってくるのである。

産地で適切な取り組みが行われれば、その分輸出先国

への病害虫の侵入リスクを減少することが可能となる。それは同時に、品質の犠牲を減少させた輸出を可能とする。そのことが、輸出先国の市場における付加価値となり、高品質農産物のマーケットリーダーとしての地位を醸成することにもつながることを十分に認識する必要があるであろう。

農産物の輸出については、国内需給の均衡を目的とした調整弁としての役割を完全に否定するものではない。しかし、外国の市場においては、各国の農産物とそのプレゼンスを競っているというのが実情である。外国の市場は、我が国の農産物を各国の国民に判断してもらった土俵であり、ここでの評価はいずれ我が国の消費者にも還元されることだろう。輸出は人のためならず、ではないが、国内流通にも乗せられないような商品を生産するような心持ちではあるべきではない。

国際的な貿易が発展しつつある中、各国とも侵入が警戒される病害虫の危険度解析を通じた検疫措置の構築について、一層加速化する流れにあるといえる。そのため、検疫協議についても従来以上に多大なコストが必要となることが見込まれ、実利を念頭においた協議の推進が従来にも増して重要となってきている。この観点からは、もはや「権利として検疫条件を合意しておく」ための協議を優雅に推進していく時代ではなくなったともいえ、むしろ産地と一体となった実効ある取り組みが今後不可欠であろうと考える。

発生予察情報・特殊報 (19.6.1 ~ 6.30)

各都道府県から発表された病害虫発生予察情報のうち、特殊報のみ紹介。発生物種：発生病害虫（発表都道府県）発表月日。都道府県名の後の「初」は当該都道府県で初発生の病害虫。

※詳しくは各県病害虫防除所のホームページまたは JPP-NET (<http://www.jpnp.net/>) でご確認下さい。

- ブドウ、モモ、スモモ：フタモンマダラメイガ（山梨県：初）6/8
- アルファルファ：アルファルファタコゾウムシ（長野県：初）6/11
- パッションフルーツ：クリバネアザミウマ（鹿児島県）6/11
- キク、セイタカアワダチソウ：アワダチソウゲンバイ（群馬県：初）6/13
- トルコギキョウ：トルコギキョウえそ輪紋病（宮崎県：初）6/19
- ニラ：ニラえそ条斑病（仮称）、ネギ：病名なし（大分県：初）6/29
- トルコギキョウ：トルコギキョウ黄化えそ病（鹿児島県：初）6/29